学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第四百三十九号**

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日は、令和八年十二月二十五日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

---

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第四百四十号**

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令

内閣は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第五項第三号ニ及び第七項第六号、第四条第二項及び第三項、第二十六条第二項及び第三項、第四十条並びに第四十二条並びに附則第五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（民間教育事業に係る従事者の人数の要件）

**第一条**　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項第三号ニの政令で定める人数は、三人とする。

（特定性犯罪に該当する条例で定める罪）

**第二条**　法第二条第七項第六号の政令で定める罪は、次に掲げる条例で定める罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとする。

一　北海道青少年健全育成条例（昭和三十年北海道条例第十七号）
二　北海道迷惑行為防止条例（昭和四十年北海道条例第三十四号）
三　青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年青森県条例第三十四号）
四　青森県迷惑行為等防止条例（平成十三年青森県条例第五号）
五　青少年のための環境浄化に関する条例（昭和五十四年岩手県条例第三十五号）
六　公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成十一年岩手県条例第七十八号）
七　青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）
八　迷惑行為防止条例（昭和四十二年宮城県条例第二十九号）
九　秋田県迷惑行為防止条例（昭和三十九年秋田県条例第七十六号）
十　秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）
十一　山形県青少年健全育成条例（昭和五十四年山形県条例第十三号）
十二　山形県迷惑行為防止条例（平成二十四年山形県条例第四十七号）
十三　福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）
十四　福島県迷惑行為等防止条例（平成十二年福島県条例第百九十号）
十五　茨城県迷惑行為防止条例（平成十三年茨城県条例第三十四号）
十六　茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成二十一年茨城県条例第三十五号）
十七　栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成十四年栃木県条例第六十二号）
十八　栃木県青少年健全育成条例（平成十八年栃木県条例第四十一号）
十九　群馬県迷惑行為防止条例（昭和三十八年群馬県条例第四十一号）
二十　群馬県青少年健全育成条例（平成十九年群馬県条例第十九号）
二十一　埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）
二十二　埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）
二十三　公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第三十一号）
二十四　千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）
二十五　公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三号）
二十六　東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）
二十七　神奈川県青少年保護育成条例（昭和三十年神奈川県条例第一号）
二十八　神奈川県迷惑行為防止条例（昭和三十八年神奈川県条例第二十六号）
二十九　新潟県青少年健全育成条例（昭和五十二年新潟県条例第六号）
三十　新潟県迷惑行為等防止条例（平成十二年新潟県条例第五十二号）
三十一　富山県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年富山県条例第十七号）
三十二　富山県青少年健全育成条例（昭和五十二年富山県条例第四号）
三十三　石川県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年石川県条例第九号）
三十四　いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）
三十五　福井県迷惑行為等の防止に関する条例（昭和三十八年福井県条例第十三号）
三十六　福井県青少年愛護条例（昭和三十九年福井県条例第十五号）
三十七　山梨県迷惑行為防止条例（昭和三十八年山梨県条例第四十四号）
三十八　青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）
三十九　長野県迷惑行為等防止条例（昭和三十九年長野県条例第八十六号）
四十　長野県子どもを性被害から守るための条例（平成二十八年長野県条例第三十一号）
四十一　岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）
四十二　岐阜県迷惑行為防止条例（昭和三十八年岐阜県条例第二十一号）
四十三　静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和三十六年静岡県条例第五十五号）
四十四　静岡県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年静岡県条例第四十六号）
四十五　愛知県青少年保護育成条例（昭和三十六年愛知県条例第十三号）
四十六　愛知県迷惑行為防止条例（昭和三十八年愛知県条例第四号）
四十七　公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）